

賢い消費者になりましょう

松本市消費生活センターでは日常生活の中で遭遇する悪質商法や、消費生活上の事故被害を未然に防ぐための情報をお伝えしています。

●傘の扱いに気を付けて

梅雨になり、傘を使う機会が増えました。安全に使う傘での事故を防ぎましょう。

①傘を閉じて持ち歩くとき

傘を横にして持たない。後ろの人に傘の先が当たります。特に昇りの階段では後ろの人の目や顔を突くことがあります。

②傘を開くとき

目の高さで開かない。目の高さで開くと露先で自分の目を傷つけることがあります。周りをよく見て傘は斜め下に向けてゆっくり開きましょう。

③傘をさしているとき傘をくるくる回さない

周りの人に傘がぶつかったり、周りの人に水滴が飛んで迷惑です。また、傘を回すと手元などに遠心力が掛かり、傘の傷みの原因にもなります。

●長期間にわたる契約は慎重に

独立行政法人国民生活センター（東京）が「脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意」と呼びかけています。

いわゆる「エステティック」契約は、①期間が1か月超（期間要件）かつ、②金額が5万円超（金額要件）の2つの条件を同時に満たすとき、特定商取引法によりクーリング・オフ（契約書面受領日を含めて8日以内に通知をしての無条件解約）が可能です。中途解約時の精算ルールも法定されています。

エステ契約のように長期間にわたる契約は、その期間通える時間があるのか、支払い続けられるのかなど、慎重に判断しましょう。契約前に、中途解約時の精算方法を確認しましょう。「通い放題」とあっても、契約書で回数制限を設けていることもあります。言葉のイメージでの思い込みはやめましょう。

●成年年齢が18歳に引き下げになりました。契約には責任が伴います

4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げになりました。すでに18歳や19歳の人は成年です。「脱毛エステ」や「痩身エステ」など美容に関する契約をはじめ、成年になると自分一人で様々な契約が出来ます。（飲酒、喫煙、公営ギャンブルなどの投票券の購入はこれまでと同じ20歳）

今まで、18歳・19歳は親など法定代理人の同意のない契約は「未成年者取り消し」が出来ました。これからは18歳・19歳は成年なので「未成年者取り消し」が出来ません。高校生であっても18歳であれば、その契約に責任を負います。

◇消費者トラブル相談窓口

日常生活の消費者契約でおかしいな？困ったな！と思ったら一人で悩まず、まずは消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン ☎188

松本市消費生活センター（松本市役所市民相談課内） ☎0263-36-8832

【お問い合わせ】 住民自治局 市民相談課

TEL : 33-0001 MAIL : syouhi@city.matsumoto.lg.jp